

青森市タクシー事業者等緊急対策支援金 のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているタクシー事業者等に対し、事業継続を支援するため、支援金を交付します。

対象となる事業者

- 1 次の要件を満たす各事業者
 - ① タクシー事業者
道路運送法による許可を受け、青森市タクシー協会、南黒タクシー協会のいずれかに令和3年4月1日時点で加入していること
 - ② 運転代行事業者
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律による認定を受けていること
 - ③ レンタカー事業者
道路運送法による許可を受け、青森県レンタカー協会に令和3年4月1日時点で加入していること
- 2 青森市内に本社または営業所があること
※令和元年12月末日までに納期限が到来した市税に未納がない事業者

支援金額

- 1 事業者につき 上限100万円、下限10万円
 - ① タクシー事業者
＜法人＞車両台数×1万円
＜個人＞10万円
 - ② 運転代行事業者
車両台数×1万円
 - ③ レンタカー事業者
乗用車 車両台数×1万円、バス 車両台数×10万円(乗用車とバスの合計額で算定)
※ 車両台数は、令和3年5月1日現在
(青森市内に営業所がある事業者の台数は、青森市内の営業所のものに限る)

申請期間

令和3年7月1日(木)から8月31日(火)まで(8月31日 当日消印有効)
【郵送先】〒030-8555 青森市中央一丁目22-5 青森市役所都市政策課 宛

申請及び交付方法

- ① タクシー事業者
青森市タクシー協会、南黒タクシー協会が加入しているタクシー事業者分を取りまとめて交付申請を行い、支援金を交付します。
- ② 運転代行事業者
申請書等に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて原則郵送で申請してください。
- ③ レンタカー事業者
青森県レンタカー協会が加入している事業者分を取りまとめて交付申請を行い、支援金を交付します。
<申請に必要な書類>
 - 保有車両台数が確認できる書類
 - 税情報確認同意書

【お問合せ先】

青森市都市政策課 ☎017-752-8124